

《手数料の概要》

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	対象となる権利
出し手 (所有者)	令和7年4月1日以降に 県公告で権利設定され る ・満期再契約(更新) ・新規契約 が対象となります。	毎年12月の賃料振込 時に、賃料から手数料 を差し引いて支払いま す。	出し手・受け手 双方からそれぞれ 毎年賃料の1% +	賃借権 (賃料が発生する 権利)
受け手 (耕作者)	★R7.3.31以前に権利 設定(公告)したものは 対象外です。 ★実際の納付は令和7 年12月からです。	毎年12月の賃料徴収 時に、賃料に手数料を 上乗せして納入してい たきます。	手数料に係る消費 税及び地方消費税 の合計額を、手数料 の外税として徴収し ます。 ※受け手からの手数 料は、50,000円(税 抜)を上限とします。	★使用貸借 (賃料が発生しな い権利)の場合、手 数料は発生しませ ん。

《農地中間管理事業の概要》

1 賃料徴収・支払日

①受け手(借受者)

賃料徴収日 ⇒ 毎年12月10日(金融機関が休日の場合は、翌営業日)

※賃料徴収日は厳守でお願いします。

②出し手(所有者)

賃料振込日 ⇒ 毎年12月25日(金融機関が休日の場合は、前営業日)

2 貸借の概要

① 貸借の期間は、下限3年以上の設定となります。

② 利用権の種類は、賃借権及び使用貸借(賃料が発生しない権利)とします。

3 メリット

①賃料

【受け手】賃料は、複数の所有者がいる場合でも一括して機構へ支払うことができ、支払いの手間を大幅に省くことができます。

【出し手】賃料は、機構が支払いますので安心です。(確実に賃料が支払われます。)

②期間満了

・貸借した農地は、期間満了後確実に所有者に戻ります。(再契約(更新)も可能です。)

・期間満了前に農業公社から期間満了通知を送付しますので、満了時期を忘れることはありません。

公益社団法人佐賀県農業公社(佐賀県農地中間管理機構)

○本所 ㊦0952-20-1590 佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階

○鹿島駐在所 ㊦0954-69-1600 鹿島市大字納富分3192(JAさが鹿島中央支所内)

○唐津駐在所 ㊦0955-58-9070 唐津市山本788-1(JAからつ中央営農センター敷地内) 19